昭和病院企業団病院事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき算定した 資金不足比率について、次のとおり公表します。

く資金不足比率の概要>

- 〇資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の度合いを示すものです。
- 〇公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、資金不足比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて資金 不足比率を議会に報告し、公表しなければならないとされています。
- ○資金不足比率の算定式

- 資金の不足額:(流動負債ー控除企業債等ー控除引当金等ー流動資産ー貸倒引 当金) 一解消可能資金不足額
 - 事 業 の 規 模:営業収益の額-受託工事収益の額

○算定結果

令和2年度決算に基づき、昭和病院企業団病院事業会計の資金不足比率の算定を 行ったところ、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていませ ん。

(金額単位:千円、率単位:%)

	区 分		令和2年度	令和元年度
資金不足額		△5,430,730	△5,430,730	
	流動負債の額)	2,867,363	2,148,211
	控除企業債等)	502,930	493,927
	建設改良費以外の地方債現在高 ③)	0	0
	流動資産の額(4))	9,266,471	6,977,630
事業の規模 ⑤-⑥		15,950,462	16,814,428	
	営業収益の額 ⑤)	15,950,462	16,814,428
	受託工事収益の額 ⑥)	0	0
資金	金不足比率			
((1-2+3-4) / (5-6)			

- *資金不足が発生していない場合は資金不足比率の表示は「一」となります。
- *資金不足比率算定は総務省へ提出している地方公営企業決算状況調査の数値を使用しているため、昭和病院企業団病院事業決算書数値と必ずしも一致しません。